

古文書倶楽部

【発行】
秋田県公文書館
2015.11
第68号

古文書あれこれ

一 古文書とは

近年は「古文書」ではなく、「アーカイブズ」という言葉が使われ、公文書館などで「アーカイブズ」を扱う専門家をアーキビストといい、資格にもなりました。それでは「古文書」が死語になったかといえ、そういうわけではありません。

古文書とは、文書のなかの古いものをいうわけですが、まず問題となるのは、「古い」という意味です。たとえば「奥の細道の古写本」とはいけません。なぜなら書誌学での古写本の下限は一般に室町末期、奥の細道は元禄期の作品ですから。

右の論法を文書にあてはめると、江戸時代のものは古文書ではないとなります。明治の頃はそうでした。現在でしたら、古文書の下限は江戸時代になるのでしょうか。

次に問題となるのは、「文書」の意味です。古文書を対象とする古文書学では、古い時代に書かれたものすべてを古文書というわけではなくと主張します。そして古文書を「特定の対象に伝達する意思をもってするところの意思表示

二階特別展示室では、企画展「藩政期の秋田」（後期）を開催中です。展示期間は一月三〇日まで。是非、ご観覧下さい！

の所産」と定義します。つまり甲から乙という特定の者に対して、甲の意思を表明するために作成された意思表示手段が古文書です。手紙（古文書学では「書状」）は、古文書の代表例です。そして古文書は、紙に書かれていることを本質的要件としません。布・木・金属でもよいのです。たとえば考古学で出土される木簡のなかにも、古文書の定義にあてはまるものがあります。

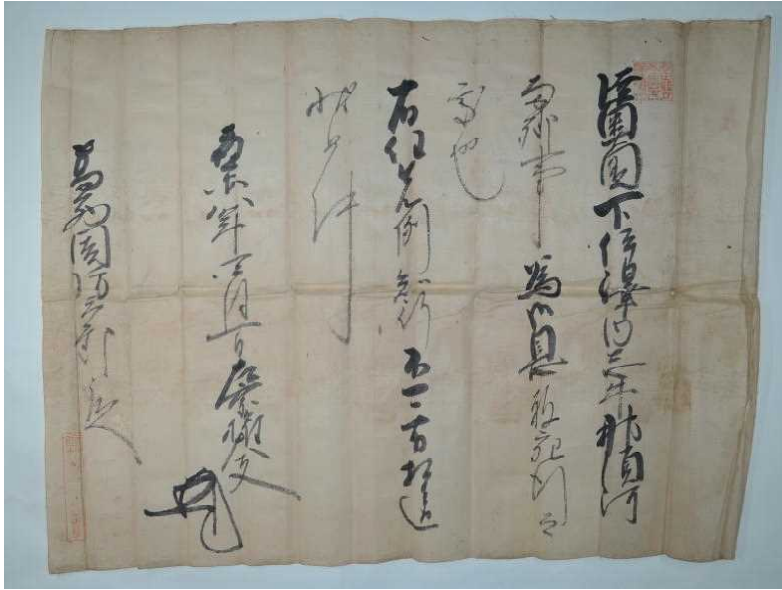
特定者に対する意思表示という点が古文書の本質ですので、主格の一方的な意思表示の産物、たとえば一般の著述・編纂物・備忘録・日記の類いは古いものでも古文書とはいいません。このうち日記は記録とよばれ、古い記録を古記録といえます。たとえば当館所蔵「梅津政景日記」の翻刻は、東京大学史料編纂所編纂の大日本古記録のシリーズで行われています。

このような古文書等の定義は、大学の史学科の必修科目である古文書学のはじめの講義で扱われます。しかし誰もが古文書学を学ぶわけではありません。そのためマスコミ等では、異なる用例がみられます。

たとえばあるテレビ番組のナレーションで、幕末期の会津藩家老西郷頼母が伊豆にいた頃の「古文書」があるといいました。いったい何だろうと思ったら、頼母が所蔵していた版本でした。

これでは漢籍、いわゆる四書五経の版本を読解したいというご相談をお隣の秋田県立図書館ではなく、当館にされるのはやむを得ません。つまり有名な古典の多くは、現代の学者による注釈があり、それらを図書館では所蔵していませんし、書籍に関する事柄は図書館にご相談されとおおむね解決します。書誌的なことも図書館の領域で、関係図書も持っているからです。けれども古い活字ですから、古い文書、すなわち古文書と認識され、図書館ではなく、当館だと判断されるでしょう。

最後に「古文書」は、「こもんじょ」と読みます。「文書」を歴史史料として扱う場合、「ぶんしよ」ではなく、「もんじょ」と読むのが慣例となっており、古い「もんじょ」だから「こもんじょ」なのです。しかし「こぶんしよ」と読む人がいます。「こぶんしよ」と読む人は、「もんじょ」との関わりが薄いのでしょうか。また当館では「秋田県公文書館」と書いて、「あきたけんこうんぶんしよかん」と読みますが、「公文書」を「こうもんじよ」と読む人がいます。「こうもんじよ」と読む人は、ふだん「文書」を「もんじよ」と読むが、「ぶんしよ」と読まず、「こうぶんしよ」との関わりが薄い人です。このような読み間違いから、その人の置かれている立場がわかることがあります。



二 本物？ 偽物？

開運何とかというテレビ番組は値段をつける都合上、個人のご所蔵品の真偽にふみこんだ見解を述べます。しかし当館、正確に言えば、当館をはじめとする公的機関では個人のご所蔵品の鑑定は行いません。ですが所蔵史料に関しては、真偽に関する見解を自由に述べてもよいでしょう。

そこで古文書学という意味での古文書の鑑定を試みましょう。左の写真の史料です（A S 二八八・三一―一八六―一）。釈文は、右下の通りです。

陸奥国下伊沢内志牛・那須河両郷事、為御恩被宛行之処也、

右、任先例、知行不可有相違状如件、

応安八年四月一日 左京権大夫(花押)

葛西周防三郎殿

上の史料の写が当館所蔵「秋田藩家蔵文書」一三に収録されており、こちらの翻刻が『南北朝遺文』東北編第二巻や自治体史等の刊本史料集に掲載されています。その原本が写真の史料で、佐竹文庫にありますので、紹介します。

はじめ多賀谷隆経家人蜂屋清左衛門家蔵文書として写されました。しかし葛西氏充なのに蜂屋氏に伝来するのはおかしいという理由で文書自体は召し上げられました。そして幕末にいたり、旧秋田藩主佐竹氏に伝来しました。

結論を述べると、この文書は偽文書と判断されます。様式や文言がおかしいのです。

といいますのは、「為御恩被宛行之処也」までで区切るのは異様である、「陸奥国(中略)両郷事」までで一区切りになるでしょうから、「為御恩被宛行之処也」は「右」と「任先例」の間にはいるのではないかと、といった疑問が起こってくるのです。他の南北朝期の文書からみて、「陸奥国下伊沢内志牛・那須河両郷事、右為御恩被宛行之処也、任先例、知行不可有相違状如件」か、「陸奥国下伊沢内志牛・那須河両郷事、為御恩被宛行之処也、任先例、知行不可有相違状如件」となるのではないかと考えるのです。

加えて「為御恩被宛行之処也」という文言も

異様です。他の例から「為勲功賞所被宛行也」ではないかとみられます。

このように文書の様式や文言が真偽の判断材料の一つになります。原本を見ることもなく、活字でも判断できるのです。そのためには確実な例を多く知らなければなりません。

偽文書はばれなければよいのですから、確実な文書から地名や人名だけを書き換えればよさそうなものです。そういう地味な偽文書があるかもしれません。

けれども偽文書といわれるものの少なからずは、様式や文言に無頓着です。そして過去の「栄光」を他者に語るためにいらぬ文言を加える、たとえばお前のような優れた働きはこれまで見たことがない、感じ入ったぞなどと余計な言葉を書いてしまい、そのためかえって疑われてしまうのです。

花押の主は、奥州管領斯波詮持です。こちらは、本物から学んだあとがあるようです。まったく空想の産物ではないようです。いったいどういう目的で偽作したのか、そもそも葛西氏と蜂屋氏との関係がわからず、文書を提出した蜂屋氏自身も説明できなかったたので、謎として残ります。

写真の史料、つまり斯波詮持書下は、一〇月三一日からはじまります、企画展「藩政期の秋田」の後期に展示します。会場は二階特別展示室、時間は一〇時〜一七時、入場は無料です。この他にも当館所蔵史料を紹介いたしますので、是非ご覧下さい。 【鈴木 満】